



土砂災害から身を守るには

土砂災害は主に台風や長雨、集中豪雨などの大雨により、地盤がゆるむことで発生します。災害の特徴や前兆現象、気象情報、避難する際のポイントを知っておきましょう。また、市内のどのような場所に土砂災害のおそれのある箇所があるのかを知っておきましょう。

災害の特徴

土砂災害はがけ崩れ、土石流、地すべりに分類され、それぞれ特徴があります。また、災害発生の前に前兆現象が起きることがありますので、斜面や沢の様子に注意して、普段と異なる状況であれば、直ちに周りの人に声をかけて安全な場所に避難しましょう。

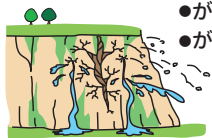
がけ崩れ

雨や地震などの影響で地盤がゆるみ、突然斜面が崩れ落ちる現象です。



【前兆現象】

- 小石がばらばら落ちる。
- がけに裂け目ができる。
- がけから水が湧き出る。



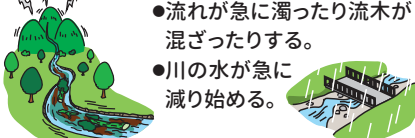
土石流

山や川を構成する土砂が大雨などにより発生する大量の水と一緒に激しく押し流される現象です。



【前兆現象】

- 山鳴りがする。
- 流れが急に濁ったり流木が混ざったりする。
- 川の水が急に減り始める。



地すべり

地下水などの影響により、斜面を構成する土塊が斜面下方に大きくすべりだす現象です。



【前兆現象】

- 斜面や地面にひび割れができる。
- 斜面から急に水が湧き出す。
- 沢沿いの井戸の水が濁る。



気象情報と土砂災害警戒情報について

土砂災害は降雨時に発生することが多いため、これまでに降った雨量や、これから予想される雨量に注意が必要です。また、大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、土砂災害の危険度が高まった時には、土砂災害警戒情報が発表されます。これは、市町村長が避難指示等を発令する際の判断や、自主避難の参考となるよう、都道府県と気象庁が共同で発表する、土砂災害特有の防災情報です。いざというときにより適切な判断、行動をするために、気象情報を積極的に入手しましょう。

土砂災害警戒情報が発表されると、テレビ・ラジオ、同報系防災無線の他、携帯電話（対応機種に限る）やスマートフォンに対し緊急速報メールでお知らせします。また、下記のホームページでも確認できます。

気象庁 <https://www.jma.go.jp/jp/dosha/>



愛知県 <https://www.sabo.pref.aichi.jp/>



備える際のポイント

備える 土砂災害はいつ襲ってくるかわかりません。日頃から、次の事項等について備えましょう。

- ①自分の住まいの周辺にある急な斜面に、**ひび割れ**や**裂け目**がないか、事前に**把握**しておきましょう。
- ②**事前に避難場所**はどこか、土砂災害ハザードマップで**確認**しておきましょう。また、避難時には大雨が降っていること等を想定して、安全な**避難経路**を**確認・記入**しておきましょう。また、避難をする場所は、指定緊急避難場所以外でも土砂災害のおそれのない場所（親戚や友人宅等）であればかまいません。他の建物への避難が困難な場合には**建物の2階以上**（斜面と反対側の部屋）に緊急的に避難しましょう。
- ③家族や緊急の**連絡先**を**確認**しておくとともに、懐中電灯やラジオ、**非常用持ち出し品**を備えておきましょう。

市内の土砂災害(特別)警戒区域について

豊橋市内には、愛知県が指定した土砂災害(特別)警戒区域が292(258)箇所あります。

(令和5年6月30日現在)

土砂災害危険箇所を対象として、愛知県が土砂災害防止法に基づき「基礎調査」を行い、土砂災害のおそれのある区域を土砂災害警戒区域、特に大きな被害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域に指定しています。

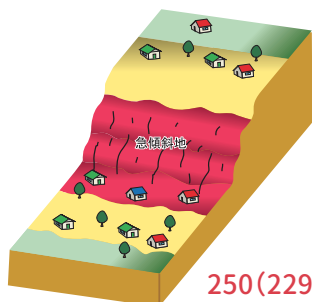
土砂災害危険箇所

「基礎調査」の実施

土砂災害(特別)警戒区域の指定

■ 土砂災害警戒区域
■ 土砂災害特別警戒区域

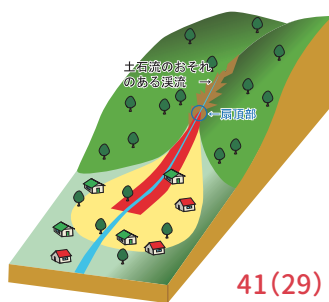
がけ崩れ



250(229)

急傾斜地が崩壊した際に被害のおそれのある区域が、がけの前後を含め指定されます。

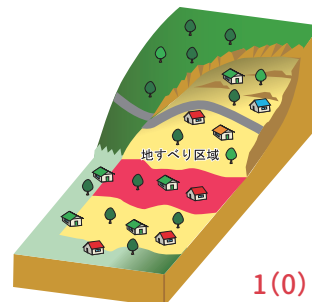
土石流



41(29)

谷筋を下ってきた土石流が扇状に広がり、被害を及ぼすおそれのある区域が指定されます。

地すべり



1(0)

斜面が断続的に滑る区域と、それにより被害が及ぶおそれのある区域が指定されます。

土砂災害(特別)警戒区域に指定されると

※カッコ内は特別警戒区域数

土砂災害警戒区域(土砂災害のおそれのある区域)

- 災害情報の伝達や避難が早くできるように警戒避難体制の整備が市町村により図られます。

土砂災害特別警戒区域(建物が破壊され住民に大きな被害が生じるおそれのある区域)ではさらに

- 居室を有する建築物は、作用すると想定される衝撃等に対して構造が安全であるか、建築確認がされます。
- 住宅宅地分譲や、要配慮者関連施設の建築のための開発行為は、基準に従ったものに限って許可されます。
- 著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者等に対し、移転等の勧告が図られます。

土砂災害のおそれのある場所を知る

市内のどこに土砂災害のおそれのある箇所があるのかを事前に知っておくことも重要です。

インターネット
で調べる



●マップあいち
(土砂災害情報マップ)
→警戒区域の確認



●ちずみる豊橋
(土砂災害情報マップ)
→警戒区域の確認



●豊橋市土砂災害
ハザードマップ
→警戒区域の確認

地図で確認する

●愛知県東三河建設事務所維持管理課、豊橋市役所建設部河川課(東館6階)

※土砂災害ハザードマップについては、警戒区域の指定後に順次作成しているため、マップが完成していない区域があります。

土砂災害についてのお問い合わせ先

豊橋市役所建設部河川課

電話:0532-51-2535

メール:kasen@city.toyohashi.lg.jp

土砂災害

土砂災害(特別)警戒区域図

市内の土砂災害(特別)警戒区域(26ページ)の分布を示した図です。なお、土砂災害(特別)警戒区域の詳しい位置の参照先は、26ページの「土砂災害のおそれのある場所を知る」をご覧ください。

